

分析レポート

海外経済金融

外部からはうかがい難いユーロ通貨圏の強みとは？

～12月 EU サミットでの恒久的支援制度等の検討に向けて～

山口 勝義

要 旨

ECBトリシェ総裁は、英紙インタビューで、ユーロ圏には外部からはうかがい難い強みがあると指摘している。この強みとは何なのか、それは十分頑健と評価できるものなのか。

12月のEUサミットでは、財政悪化国に対する債務リストラを伴う恒久的な支援制度の創設も含め、財政危機の再発防止策等の具体的な検討が実施される予定であるが、こうした強みが実効的に機能するかどうかを評価するひとつの重要な機会になるものと考えられる。

はじめに

英紙 Financial Times (以下 FT) が掲載した欧州中央銀行 (ECB) トリシェ総裁に対する財政危機に関するインタビュー記事^(注1)において、同総裁は、「2010年5月にユーロ通貨圏は破局にどの程度近づいていたと考えるか」との問いに対し、次の内容の回答を行なっている。

- 内部の者の目から見れば、ユーロ通貨圏が破局に追い詰められていたなどということは決してない。私には欧州がいかに機能するかがよくわかる。一方、外部からは例外的な困難に対処する欧州の能力を正確に判断し分析することは常に難しいものである。
- ECBは、ユーロ通貨圏各国の経済情勢の統合を推進し、またユーロ通貨圏の地域的拡大について監督する機能を担っている。財政問題に起因する混乱は依然継続しているが、これは単に従来からある複雑性が幾分増したというほどのものである。

インタビューの回答では、外部からはうかがい難いユーロ圏の強みについて「通貨同盟をひとつに結びつける力」と言い換えてはいるが、これ以上の具体的な説明はない。それはどのような内容なのか、十分頑健と評価できるものなのだろうか。

外部からはうかがい難い強みとは？

欧州では、以下の様々な側面において、こうした力が働き強みとなっていることが考えられる。

・文化史・政治史面

欧州は古代ギリシャの自由と民主主義、ローマ法による社会規範、キリスト教の文化等の伝統的共通基盤を持ち、ゲルマン民族の生活習慣による日常面での一体感等により、いわゆるヨーロッパ・アイデンティティが培われている点が指摘されている。さらに、11世紀の十字軍や、国民国家形成に至るまでの近世の複合国家的統治の歴史を経て、19世紀の帝国主義による植民地に対する優越的な差異感覚の中で、欧州がひとつの纏まりとして意識されるに至ったと言われている。危機に際しては、こうした共通感覚や一体感が各国の緊密な連携と迅速な対応に結びつくことが考えられる。

・統合の歴史面

欧州統合は、歴史的に、欧州が主戦場となった第一次世界大戦終了後まもなく具体的な検討が開始されており、1952年の欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の設立以降でも既に60年近い年数が経過している (図表1参照)。この間、トリシェ総裁が当事者ともなった1992・93年の通貨危

図表1 EUにかかる主要な動き

1918年	第一次世界大戦終結
1923年	カレルギー（オーストリア）が「パン・ヨーロッパ運動」を開始 ～ 欧州の地位低下への危機感から、独仏を中心とした統合の必要性を主張
1929年	世界恐慌勃発
1945年	第二次世界大戦終結
1950年	シューマン（仏外相）がシューマン・プランを発表 ～ 欧州諸国が参加する合同機関による西独・仏の石炭・鉄鋼産業の共同管理を提唱
1951年	欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立条約に調印（1952年設立） ～ 西独、仏、伊、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクの6カ国が参加
1957年	欧州共同体（EEC）設立条約調印（ECSC加盟6カ国で構成、1958年設立）
1960年	欧州自由貿易連合（EFTA）設立 ～ 英国主導で、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、オーストリア、スイス、ポルトガルの7カ国が参加
1967年	ECSC、EEC、EAEC（欧州原子力共同体）を欧州共同体（EC）と総称
1968年	EC内で 関税同盟完成
1973年	英国、アイルランド、デンマークの3カ国がECに加盟しECは9カ国に（第1次拡大）
1990年	欧州経済通貨同盟（EMU）第一段階開始 東西独統一 ソ連崩壊
1991年	ソ連崩壊
1993年	域内市場統合完成、 単一市場発足 マーストリヒト条約発効により欧州連合（EU）創設（EEC→EC→EUと変遷）
1999年	統一通貨「ユーロ」導入
2002年	ユーロ流通開始

（出所）欧州連合（EU）のホームページ等から農中総研作成

機の経験も含め、様々な交渉経緯を経て各国間の紐帯の強さが形成されてきたことが考えられる。

・ 態勢面

欧州理事会、EU理事会、欧州議会、欧州委員会、ECB等、欧州連合（EU）内の諸機構による問題対処のためのガバナンス態勢は継続的に拡充されてきている。また、今般の財政リスクの顕在化への反省から、財政規律の強化が図られるとともに財政悪化国への支援制度の恒久化が検討されるなど、リスク管理態勢の充実が図られつつある。

・ 経済効果面

EU域内の関税の撤廃、共通した通商政策の採用、為替変動リスクの排除等により享受し得る経済的メリットによって、加盟国間で現行の仕組みを保持しようとする強いインセンティブが働き、これが各国の連携を強化していることが考えられる。

一方、十分頑健とは考え難い点

一方、今般の欧州における財政リスクの顕在化に際しては、加盟各国の財政規律の遵守状況をモニタリングする監視メカニズムの実効性に課題が認められたほか、単一通貨・単一金融政策自体にも域内の経済を不安定化させる恐れのある根源的な問題点が内在している点が指摘される^{（注2）}。また、マーストリヒト条約では経済・通貨同盟に加え外交・安全保障政策や司法・内務協力にかかる政府間協力等についても取組みを進めることとされたが、これを超えた一層の政治的な協調は将来的な検討課題として残されている。

さらに、上記のFTインタビュー記事の全体からは英紙とECB総裁間にやや距離を置いたやり取りが感じられ、そこにはユーロ通貨圏に加わらない英国の傍観者的な立場が象徴的に浮き彫りにされているようにも思われるが、現実にEUとユーロ通貨圏の二重化の現状がある。また、今春のギリシャ支援等の決定までの足並

みの乱れに現れているように EU 加盟国各国での意見対立が迅速な対応を阻害している事実が認められる。

以下に、EU 内の主要国であるフランス・ドイツ・英国について、背景となるその立場・姿勢の違いを含め、こうした意見対立の実態を概観する。

・ 欧州統合にあたって

第一次世界大戦後具体的な動きとして政治的な運動に発展していった欧州統合の背景には、帝国の解体・米国の台頭の中での大戦で疲弊した欧州の地盤低下の危機感やソ連への対抗のほか、主としてフランスによるドイツの覇権回復への牽制の意図があったと見られている。

一方、英国は、世界最大の帝国主義国であった歴史を背景に「栄光ある孤立」を維持し、また米国との二国間関係を重視するなど、欧州の中では特殊な地位にあった^(注3)。しかし、20世紀に入るとその力の衰えが顕著となり、同盟を結ぶなど他国との連携を進めることとなったが、1952年の欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）の設立に際しては、フランス主導に対する懸念や超国家機関の設立による国家主権の制約の可能性を嫌って不参加とした。

しかしながら、英国も、ECSC加盟6カ国による新たな貿易ブロックとして成功しつつある欧州共同体（EEC）に対して交渉力維持を図らざるを得ず、その後1960年に主導的に欧州自由貿易連合（EFTA）を設立するに至ったが、これは実力面でEECに対抗し得るものとはならず、結局英国は1961年にEECへの加盟申請を行なうこととなった。これに対しフランスは2度にわたり申請を拒否し、英国のEEC加盟が実現するのは1973年になってからであった。

英国については、現在に至っても、国家主権を尊重し欧州統合の深化に対しては消極的な姿勢を維持している点が大きな特徴として指摘できる^(注4)。

一方、社会主義の伝統が強く雇用確保や経済成長促進を重視するフランスに対し、ハイパーインフレの経験から通貨価値の安定を最重視するドイツの対比はしばしば指摘される点である。これは、財政規律の維持に関して、通貨価値を重視し厳格な制裁措置の適用を求めるドイツと、経済成長を重視し制裁を決める過程に政治的裁量の余地を求めるフランスの間に対立が生じた1996年の「安定成長協定」の議論や、ドイツがマルク売り介入や利下げを拒んだ1992・93年の通貨危機時の対応に象徴的に現れている。

・ ギリシャ支援にあたって

ギリシャで2009年10月総選挙による政権交代を機に表面化した財政問題は、他の周辺国を巻き込んで深刻の度を深めた。EU内では支援策構築の必要性が認識されたものの、2010年2月のEUサミットではドイツ・フランスの対立が表面化し、ギリシャのデフォルトがいよいよ現実味を帯びた4月、5月に至るまでその最終合意は得られず、市場の混乱が高まることとなった。ここでのドイツ・フランス間の主な対立は、EU内での支援を禁ずる条約の規定等を尊重するドイツに対し^(注5)、フランスは柔軟な支援体制を主張する点にあった。その交渉経緯は主要紙の特集記事^(注6)が臨場感をもって伝えているように、欧州支援パッケージ^(注7)の具体的な内容等について5月EUサミット最終日の7日（金）までに詰めきれず、市場の混乱を回避するため翌週アジア市場が開くまでの決着を目指したもののシド

ユーロ市場には間に合わず、東京市場が開く直前のブリュッセル時間 10 日（月）早朝に至りようやく合意に達するという経緯をたどった。

以上のように、主要国の意見対立がしばしば健全な牽制関係の維持以上に、むしろ意思決定遅延をもたらしているように見られるが、こうした現状が、はたしてトリシェ総裁の言うユーロ圏の強みに結びつくのかどうか疑問なしとしない。

今後の注目点

10 月 28、29 日に実施された EU サミットでは、新たなマクロ経済監視の仕組みの創設や財政規律違反国への制裁強化とともに、ドイツが提案した EU における財政悪化国に対する恒久的な支援制度の創設が合意された。これらは 1999 年のユーロ導入以来の抜本的改革と言われているが、次回の 12 月 EU サミットでその具体的検討が実施されることになっている。

このうち恒久的な支援制度は 3 カ年の期限を有する現行制度を引き継ぐ仕組みであるが、被支援国の債務リストラはない現行の仕組みに対しこれを含むものへの転換が想定されている^(注8)。これを受け、周辺国の国債利回り上昇に止まらずアイルランド問題がクローズアップされるなどの動きが急速に現れてきており、特に今後の交渉内容が注目されるものである。

この 10 月 EU サミットに先立つ段階で、財政規律違反国への厳格な制裁適用を求めるドイツが判断の余地のある柔軟な運用を主張するフランスと対立したものの、独仏二国間協議により上記の恒久的な制度の創設面でフランスの協力を得る見返りに制裁制度についてはドイツが譲歩を行ったことや、こうした独仏二大国の他

国の意向を軽視した専横的な取進めに対して他国からの強い反発が出ていることが報道されている。

このようなことから、12 月からの交渉過程では各国の思惑・利害の様々な対立が予想されるが、トリシェ総裁が言うユーロ圏の強みが実効的に機能するかどうかを評価する重要な機会になるものとも考えられ、その動向に注意を払いたい。

(2010 年 11 月 22 日現在)

^(注1) “Trenchant on trouble”, FT, 2010/09/11 による。

^(注2) 山口(2010)「通貨ユーロを巡る構造的な問題点～財政分権主義と単一通貨・金融政策について～」(『金融市場』2010 年 10 月号)を参照。

^(注3) こうした点は、首相就任以前ではあるがチャールズの次の発言に具体的に反映されている。「われわれは欧州とともにあるが、その一部ではない。われわれとも関連はあるが、妥協はしない。われわれも興味を持ち連携はするが、巻き込まれることはない」(米誌 “The Saturday Evening Post”, 1930/2/15)

^(注4) 英国は、現在、経済通貨同盟(EMU)の第3段階(単一通貨の導入等)には進まないこととされているが、合わせて EU 条約に関し、過剰な財政赤字にかかる規定の適用を受けないこと等特別の取扱いを受けている。詳細は、“United Kingdom: EMU opt-out clause”, EU を参照。

^(注5) EU 機能条約第 125 条で、一定の例外を除き EU は国、地方政府等の支援を禁ずる旨規定している。合わせて、ギリシャ等への支援策はソブリン・デフォルトがなく民間債権者は保護される一方納税者に負担を負わせるものであり、これらから、ドイツの憲法裁判所が同支援策を違憲と判断する可能性があり、議会からも強い反発があるとされている。

^(注6) 次の特集記事を参照。

- 2010/09/27 および 09/28 の The Wall Street Journal(アジア版)の記事
- 2010/10/11、10/12 および 10/13 の Financial Times の記事

また、ギリシャ危機対応については、次に時系列的経緯が整理されている。

- “The Economic Adjustment Programme for Greece”, pp. 8-9, European Commission, 2010/05

^(注7) 最終的に欧州金融安定化メカニズム(600 億ユーロ)、欧州金融安定化ファシリティ(4,400 億ユーロ)、IMF によるファンディング(2,500 億ユーロ)から構成された財政危機国への支援の仕組み。

^(注8) 同恒久的制度は、ドイツの主張では、EU 加盟国への支援を禁じている現行の EU の条約の規定内容を見直すとともに、納税者の負担のみに頼らず民間債権者の負担も含めたモラルハザードを防止する秩序ある債務リストラの手順を含むものとされている。